

## 中野区競争入札等参加者心得

2015年7月

(趣旨)

第1条 この心得は、工事及び製造の請負契約、設計、監理、測量、地質調査等の委託契約、物品の買入れ契約その他の契約の締結について、中野区が行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(資格の確認及び指名の取消し)

第2条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者及び一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者（以下「指名業者等」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当すると判明した場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当する者に対して行った指名競争入札の参加者の指名又は一般競争入札参加資格の確認は、中野区において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

3 指名業者等が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名業者等に対する指名競争入札の参加者の指名又は一般競争入札参加資格の確認は、これを取り消す。

(1) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成22年12月決定）に定める指名停止要件に該当する者

(2) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(3) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(6) 正当の理由がなく契約を履行しなかった者

(7) 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者

(8) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当た

り代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、その見積る契約金額(単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が、保険会社との間に中野区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格を有し、中野区契約事務規則(昭和39年中野区規則第23号)第10条第2項第2号に該当するとき。

2 入札参加者は、中野区契約事務規則第13条各号に定めるものを入札保証金の担保として代用することができる。

(入札の基本事項)

第4条 入札参加者は、中野区から提示された図面、仕様書、内訳書(以下「発注図書等」という。)、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ入札しなければならない。

2 発注図書等に誤記又は脱落があつた場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知又は一般競争入札における参加資格確認通知(以下「指名通知等」という。)又は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という。)を用いて行う入札の発注案件情報において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第5条 指名業者等は、いつでも入札参加を辞退することができる。

2 指名業者等が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあつては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。

(2) 入札中にあつては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、電子入札サービスを用いて行う入札(以下「電子入札」という。)にあつては、あらかじめ指名通知等において示した入札締切日時までに、電子入札

サービスの辞退届の電磁的記録により行うものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札を妨げる場合は、この限りではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思、その他入札に関することについていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第7条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）のうえ、封をして、あらかじめ指名通知等において示した日時及び場所において、中野区職員の指示により入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札保証金の納付を要する者にあつては、入札保証金を納付したことを証する書類を同封しなければならない。

2 前項の規定による入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、指名通知等において郵便による入札が認められたときは、書留郵便により入札することができる。この場合においては、指名通知等で指定する日時までに到着していなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、電子入札にあつては、入札参加者はあらかじめ指名通知等において示した入札締切日時までに、電子入札サービスの入札書の電磁的記録により入札を行わなければならない。この場合において、入札保証金の納付を要する者にあつては、同日時までに入札保証金を納付し、入札保証金を納付したことを証する書類を提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。

3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない中野区職員を立ち合わせる。

4 前3項の規定にかかわらず、電子入札にあつては、あらかじめ指定した日時及び場所において、中野区職員を立会人として行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 郵便による入札を認められた場合において、入札書が所定の日時まで、所定の場所に到着しない入札

(4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のない入札

(5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者のした入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたものに係る入札

(7) 入札書の金額を改ざんし又は訂正した入札

(8) 入札公告又は指名通知等により提出を求めた資料を提出しない者のした入札

(9) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

2 電子入札にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札を無効とする。

(1) 入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバーに到達していない入札

(2) 入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がない入札

(3) 画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札

(4) 必要な項目を入力せず又は不要な項目を入力した事項を含む入札

(5) 入札書にくじ番号の記入のないもの、くじ番号を訂正したもの、又はくじ番号の数字が不明なもの

(6) 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札

(落札者)

第11条 中野区の支出の原因となる契約については、入札者中、予定価格の制限の範囲内

で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合においては、次条から第14条までの定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることがある。

2 中野区の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第12条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合においては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(最低制限価格による落札者の決定)

第13条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合においては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めて、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(総合評価方式による落札者の決定)

第14条 入札公告において総合評価方式により落札者を決定することとした場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者の当該入札に係る価格(最低制限価格を設けたときは当該最低制限価格以上である場合に限る)から算出した価格点及び価格以外の要素から算出した評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。価格点と評価点の合計点が最も高い者の当該入札に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次に価格点と評価点の合計点が高い者を落札者とすることがある。

(事後審査方式における落札者の決定)

第15条 競争入札の参加資格審査を開札後に行う方式による入札においては、第11条から前条までの規定による落札者は、落札の候補者とし、その者が入札参加資格を満たさない

と認められた場合、次順位者の審査を行い、落札者が決定するまで同様の審査を繰り返すこととする。

(再度入札)

第16条 開札をした場合において、各者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第13条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札を行う。ただし、電子入札にあつては、所定の日時までこれをすることとする。

2 前項の再度の入札の回数は、原則として2回とする。

3 再度の入札に参加することのできる者は、その前回の入札に参加した者のうち当該入札が第10条の規定により無効とされなかった者に限る。ただし、第13条の規定による最低価格未満の価格で入札した者を除く。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 総合評価方式による入札においては、落札者となるべき価格点と評価点の合計点が同点の者が2人以上あるときは、中野区が指示した日時及び場所において当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 前2項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない中野区職員がくじを引く。

4 電子入札にあつては、落札者となるべき同価格の入札をした者又は総合評価方式による入札における落札者となるべき価格点と評価点の合計点が同点の者が2人以上あるときは、当該入札参加者があらかじめ入札書に記入した「くじ番号」により電子入札サービスの電磁的処理によってくじ引きを行い、落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第18条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

2 総合評価方式等開札時に落札者が決定しない場合は、落札候補者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を開札に立ち会った入札者に知らせ、落札者の決定後にその者に落札者となった旨を通知する。

3 電子入札においては、前2項の通知は、電子入札サービスにより行う。

(前金払)

第19条 工事の請負契約並びに設計、監理、測量及び地質調査の委託契約については、当該契約者に対し、地方自治法施行令附則第7条の規定による前金払をすることがある。

(契約書等の作成)

第20条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して、工事の請負契約並びに設計、監理、測量及び地質調査等の委託契約の場合は10日以内に、物品の買入れその他の契約の場合は5日以内に、契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては請書)を記名押印のうえ提出しなければならない。

2 前項の期間は、中野区において必要があるときは、あらかじめ指名通知等において指示するところにより伸縮することがある。

3 前2項の期間内に契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては請書)を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約の確定)

第21条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、中野区長又は契約締結者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金の没収)

第22条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、中野区に帰属する。

2 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、入札金額(単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3に相当する金額を納めなければならない。

(契約保証金)

第23条 落札者は、契約金額(単価による入札にあっては、契約金額に発注図書等に記載された予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金を、契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては請書)の提出前に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社との間に中野区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と区が工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 法令により延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 物品の売払契約で、売却代金が即納されるとき。

(5) 指名通知等において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、中野区契約事務規則第47条に定める担保の提供をもってこれに代えることができる。

(議会の議決を経なければならない契約)

第24条 予定価格が18,000万円以上の工事又は製造の請負契約及び2,000万円以上の物品の買入れについては、あらかじめ、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年中野区条例第6号)の定めるところにより中野区議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

(見積競争)

第25条 第2条、第4条から第9条まで、第10条第1項第1号並びに第4号から第8号まで及び第2項、第11条から第18条まで、第20条、第21条及び第23条の規定は、随意契約における見積競争の場合に準用する。

(その他)

第26条 この心得の解釈及びこの心得に記載のない事項については、地方自治法、同法施行令及び中野区契約事務規則その他関係法令等によるほか、中野区の指示に従わなければならない。